

区民(会)館利用承諾書(企業団体)

1. 1企業につき1団体の登録です。
2. 利用できる内容は、社内会議・社内研修に限ります。営利を目的とする利用、他社や千代田区外の事業所社員を交えての利用はできません。
3. 使用料のお支払いの際に、利用する社員全員の名簿を提出してください。
4. 施設の定員を超えての利用はできません。
5. 宴会や食事会など、飲食を主目的とする利用はできません。
6. 使用料の支払いは、前日(土・日・祝日・年末年始を除く。一番町集会室、四番町集会室、内神田集会室は土・日・祝日・年末年始を除く3日前)までに済ませてください。お支払いが無い場合はキャンセル扱いとなります。
7. 予約後に利用しなくなった場合は、すみやかにキャンセルの連絡をしてください。
8. 利用承認を受けた権利を、他に譲ったり、貸したりすることはできません。
9. 利用の際には、利用承認書を受付に提示してください。
10. 利用時間は、準備と片付けの時間を含みます。
11. 施設及び備品は大切に扱ってください。万一、施設等に損害を与えたときは、相当額の弁償をしていただきます。
12. 利用後は、机などの備品を元どおりに片づけてください。
13. ゴミはお持ち帰りください。
14. 登録内容に変更があった場合は、直ちに登録内容変更の届出をしてください。
15. 担当者は、利用する社員全員に区民(会)館の利用上の注意を周知し、徹底させてください。
16. 区民(会)館の利用形態は、随時変更となる事がありますので係員の指示に従ってください。
17. 上記が守られなかった場合や千代田区区民(会)館条例に違反した場合には、登録が取消され、利用ができなくなる事があります。

千代田区長 殿

★ 区民(会)館を利用するにあたり、上記各項目を理解し、遵守します。

年 月 日

団体名	
代表者氏名 (自署)	